

令和 4 年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 4 年 9 月 5 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 4 年 9 月 5 日 (月) 10 時 00 分
散 会	令和 4 年 9 月 5 日 (月) 11 時 32 分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明</p> <p>2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸</p> <p>4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦</p> <p>6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司</p> <p>8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義</p> <p>10 番 山 本 久 矢 11 番 木 村 博 文</p> <p>12 番 河 内 直 子 13 番 横 山 善 美</p>
出席議員数	14 名
欠席議員	なし
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 川 波 剛</p> <p>企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美</p> <p>税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 仲 村 浩 之</p> <p><small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生</p> <p>環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋</p> <p>都 市 計 画 課 長 古 川 秀 志 農 林 商 工 課 長 堀 内 明</p> <p>上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭</p> <p>こ だ も 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡</p> <p>生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸</p>
欠 席 者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 山 本 孝</p> <p>議会事務局議会係長 田 中 晴 美</p>

会 議 録

令和4年第3回定例会

[開会日]

令和4年9月5日（月）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>皆様、改めまして、おはようございます。</p> <p>令和4年第3回筑前町議会定例会の開会に際しまして、町民憲章を朗読したいと考えます。</p> <p>皆様ご起立ください。</p> <p>私のほうで本文のみ読み上げますので、皆様は黙読をお願いをしたいと思います。</p> <p>町民憲章</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、こどもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>ご着席ください。</p>
議 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は14人につき定足数に達しております。</p> <p>ただいまから、令和4年第3回筑前町議会定例会を開会します。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、12番 河内直子議員及び13番 横山善美議員を指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日9月5日から16日までの12日間にしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日から9月16日までの12日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、令和4年第3回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>小中学校では夏休みが終わりました。</p> <p>暑い夏が続きましたが、3年ぶりの行動制限がない夏休みに、様々な体験を通してひと回りたくましくなった子どもたちが元気に2学期を迎えていることだと思います。</p> <p>また、新型コロナが猛威を振るっておりますが、基本的な感染対策を行いながら、ウィズコロナ社会でのまちづくりを模索していく必要があります。</p> <p>町民の皆様には場面に応じたマスクの着用、手洗い、ワクチン接種の推進など、</p>

引き続き感染防止対策の取り組みをお願いしますとともに、町では地方創生、生活支援、物価高騰対策に取り組んでいく所存です。

また、マイナンバー取得促進につきましても9月を促進強調月間とし、啓発強化や9月の日曜日に本所支所の開設などを行っていくというところでございます。

また、前回の議会で皆様方のご賛同を得ました大刀洗平和記念館の震電購入にあたりましては、クラウドファンディング等々の結果が出ております。600件、全国からの寄附金をいただきました。金額にして1,271万円と、今、企画課長から報告を受けたところでございます。

また、入場者も8月には1万人とコロナ前にほぼ返りつつあると、これも震電効果の一つではなかろうかと思うところでございます。

さて、9月1日は防災の日、8月30日から9月5日までは防災週間となっております。

折しも現在、大型で非常に強い台風11号が近づいており、明日6日の早朝にも北部九州に最接近する模様です。先ほど、町の災害対策本部会議を行ったところですが、町民の生命、財産を守るため、コロナ対応を含め、暴風、大雨、土砂災害等に十分警戒をし、対応してまいりたいと思います。

それでは、本日提案します議案等24件の説明を申し上げます。

なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしく願いいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員である藤田和明氏が令和4年12月31日をもって任期満了となるので、再任することについて議会の意見を求めるものです。

報告第2号 株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況につきましては、当該法人より経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので、地方自治法の規定により報告するものです。

報告第3号 専決処分の報告につきましては、防犯灯の鋼柱倒れによる事故について損害を賠償し、示談するにあたり、地方自治法の規定により専決処分としたので報告するものです。

報告第4号 令和3年度筑前町財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に資するため、当該健全化判断比率を議会に報告するものです。

報告第5号 令和3年度筑前町公営企業の資金不足比率につきましても、同じく公営企業の健全化を図るため、当該資金不足比率を議会に報告するものです。

承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、筑前町大刀洗平和記念館大型展示物を購入するにあたり、議会の議決を求める必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。

承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、7月20日付で専決処分をした令和4年度筑前町一般会計補正予算（第4号）について報告し、承認を求めるものです。一般会計補正予算（第4号）は、補正額5,244万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ130億6,118万4,000円としています。

議案第25号 町道の路線認定につきましては、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第26号 町道の路線変更につきましても、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第27号 筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公職選挙法施行令の一

	<p>部を改正する政令の公布に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第28号 筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が発出されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第29号 筑前町公有財産利用計画審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公有財産利用計画審議会の委員構成の見直しに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第30号 筑前町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、学童保育所における夏季休業期間の保育料を改正する必要が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第31号 令和4年度筑前町一般会計補正予算（第5号）につきましては、補正額3億6,357万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ134億2,475万6,000円とするものです。増額補正する主なものは、先進的な営農技術及び機械・施設整備の導入を支援するための水田麦・大豆産地生産性向上事業1億1,278万1,000円、町債の繰上償還1億7,241万8,000円などを追加するものです。</p> <p>議案第32号 令和4年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,722万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,782万9,000円とするものです。</p> <p>議案第33号 令和4年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,544万4,000円とするものです。</p> <p>議案第34号 令和4年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び収益的支出の予定額をそれぞれ138万3,000円増額し、収益的収入支出の総額をそれぞれ13億1,717万2,000円とするものです。</p> <p>認定第1号から認定第7号につきましては、筑前町の一般会計と6つの特別会計等の合計7会計の令和3年度決算の認定についてであります。いずれの会計につきましても、事業目的達成のため、最少の経費で最大の効果をあげるべく鋭意努力したところでございますが、その内容につきましては先般より監査委員による決算審査を受け、その結果は別添の決算審査意見書のとおりであり、後ほど審査意見が述べられることと思います。</p> <p>また、内容等の審議につきましては、例年どおり決算特別委員会において付託審議がされることと思いますので、そのときによりしくお願い申し上げます。</p> <p>以上が本日提案しました議案等の提案理由でございますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのごあいさつと議案等の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	<p>日程第4 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p>

	人権同和対策室長
人権同和対策室長	<p>おはようございます。</p> <p>議案書3ページをお願いいたします。</p> <p>諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。</p> <p>本日提出、町長名でございます。</p> <p>氏 名 藤田和明</p> <p>生年月日</p> <p>住 所 福岡県朝倉郡筑前町</p> <p>提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。</p> <p>藤田和明氏の経歴につきましては、別途配付しております参考資料1ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。</p> <p>諮問第2号は、推薦者を適任であることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本件は適任であると決定をいたしました。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 報告第2号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」を議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>農林商工課長</p>
農林商工課長	<p>おはようございます。</p> <p>議案書の4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」 株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里のほうから経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので、地方自治法第243条の3第2項の規定により別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>それでは、お手元のほうに別冊の資料を2冊配付しております。そのうち報告第2号、別添資料1、第14期決算報告書をお願いいたします。</p> <p>なお、記載の金額につきましては、全て税抜金額で記載されていることを申し添</p>

	<p>えておきたいと思います。</p> <p>まず、2ページの貸借対照表の左側の資産の部でございます。</p> <p>流動資産の合計は1億7,056万7,950円。内訳は、以下に記載されております現金及び預金から未収入金の合計でございます。</p> <p>次に、固定資産として合計3,415万3,698円でございます。内訳として、有形固定資産3,386万9,304円、それから無形固定資産22万7,334円、投資その他の資産5万7,060円でございます。このうち、有形固定資産の建物及び建物附属設備につきましては、レストランや弁当工場の固定資産でございます。</p> <p>以上、資産の部合計として2億472万1,648円でございます。</p> <p>次に、右側の負債の部でございます。</p> <p>流動負債の合計は7,024万4,638円でございます。内訳は、買掛金から未払消費税まで記載のとおりでございます。</p> <p>次に、純資産の部につきましては、当期資本金4,100万円ございまして、前期から額の変更はございません。</p> <p>次に、利益剰余金9,314万7,010円は、前期まで利益準備金1,104万1,000円、並びに任意積立金4,411万8,009円と当期の繰越利益剰余金3,798万8,001円の合計でございます。</p> <p>以上により、14期の純資産の合計は1億3,414万7,010円ございまして、負債及び純資産の部の合計は2億472万1,648円というふうになっております。</p> <p>続きまして、3ページをお願いいたします。損益計算書でございます。</p> <p>純売上高合計は2億9,580万5,563円でございます。</p> <p>なお、直売所の売上につきましては、税法上、受託販売手数料収入として8,248万7,446円の計上がされております。</p> <p>次に、売上原価の合計1億7,424万726円は、商品仕入や当期製品製造原価などの諸経費でございます。</p> <p>以上、純売上高から当期売上原価及び販売費及び一般管理費1億413万188円などを差し引きまして、営業利益1,964万9,161円でございます。</p> <p>次に、営業外収益の合計は415万991円ですが、主なものは取扱手数料収入、補助金収入などでございます。また、営業外費用は8万9,396円でございます。</p> <p>以上をトータルしまして、経常利益2,371万756円となりまして、法人税等を差し引きまして、当期純利益が1,604万4,756円の決算となっております。</p> <p>なお、4ページには先ほど説明いたしました販売費及び一般管理費の内訳が記載されておまして、続きまして、5ページのほうには直営製造部門の製造原価報告書が記載されております。</p> <p>6ページのほうに決算に関する関係資料としてつけております。</p> <p>それから、7ページのほうには監査の意見書が添付されております。</p> <p>以上で、株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況の報告を終わります。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>木村博文議員</p>
木村博文議員	<p>お尋ねします。</p> <p>資料の中に、7ページに監査の意見書が付けてありますが、この監査委員さんの</p>

	任期について分かればお願いします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 監査については定款で4年任期というふうに聞いております。 以上です。
議 長	木村博文議員
木村博文議員	4年に一度ということで、私は議員になった当時からではないかなと思うんですが、この一番上の方の代表監査になるかどうか分かりませんが、再任されて連続でしてあるのかなと思うんですけど、どれぐらいの期間をされているか分かりますでしょうか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 開業から13年ほどたっておりますので、その当時からされているというふうにお聞きしております。ですので、今回の代表監査委員については令和2年6月2日から令和6年までの任期というふうに伺っております。 以上でございます。
議 長	木村博文議員
木村博文議員	ありがとうございます。 これはあくまでも報告でありますので、議会からの意見ということにはならないとは思いますが、やはりこの決算報告はどうしてもこの勘定科目等、その頭の数字しか出てこないものですから、私たちは、この中身まで精査というのはちょっと難しい。それだけに、やはり監査委員さんの役目というのは重要になってくると思うんです。もちろん、この方は以前、町の監査役をされてあったと思います。この方については十分適任だと思います。この方が、どうかおかしとかいうわけじゃないんですけども、やはりこういうふうな監査役というのは、できればもっと短い年数で替わって行って、いろんな面をもってここの会計を監査するというので、そっちのほうが好ましいのではないかなと思います。 それから、先ほども申し上げましたように意見はできませんけど、ぜひ報告したところ、協議の中でこういう意見が出たということをお社のほうにお伝えいただければと思うんですが、いかがでしょうか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 一応、任期は4年というふうにお伺いしております。現在3名、監査委員としておられますけれども、お聞きしますと全員一緒に変わりますと会社経営の中身そのものの見方が分からないというふうなところもございまして、最低1人はやっぱり経験者がいると望ましいというふうには伺っております。 しかしながら、当時、役場の代表監査をされておられましたので、お願いされたというふうに聞いておりますけれども、この件につきましては取締役会等々もございまして、当然承認はされております。 しかしながら、会社経営のことでございますので、町も株主として保有しておりますので、そのようなご意見があったことにつきましては、みなみの里のほうにご報告はさせていただきたいというふうに考えております。 以上です。
議 長	ほかにございますか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。

	これで本件の報告を終わります。
日程第6	
議長	日程第6 報告第3号「専決処分の報告について(防犯灯の鋼柱倒れによる事故)」を議題とします。 報告を求めます。 総務課長
総務課長	それでは、議案書の5ページをお開きください。 報告第3号「専決処分の報告について」 地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 本日付、町長名でございます。 議案書の6ページをお願いいたします。 令和4年専決第6号 専決処分書。 地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。 令和4年8月2日に行ったものでございます。 事 故 名 防犯灯の鋼柱倒れによる事故 事故発生日 令和4年7月19日 事故の相手方 町内居住者1名 事故の概要 町営住宅敷地内において、町管理の防犯灯の鋼柱が老朽化により倒れ、相手方所有の軽乗用車を破損させたものでございます。 損害賠償額 20万7,064円となっているところでございます。 よろしくをお願いいたします。
議長	報告が終わりました。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	この防犯灯と同時期に設置された防犯灯、老朽化ということですので、ほかの防犯灯の点検はされていると思うんですが、ほかに異常はなかったんですか。
議長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 防犯灯の管理の所管が環境防災課ということで、私のほうからご説明させていただきます。 防犯灯につきましては、本年3月末時点で2,874基設置しております。その多くは九州電力やNTTの電柱に共架しておるんですけれども、一部の約300か所につきましては町で敷設しています鋼柱がございます。 今回の件を受けまして、その約300か所、約1割になりますけれども、全て総点検を今行っているところでございます。 時期につきましては様々あるかと思えますけれども、今回の点検結果によっては報告書が上がってまいりますので、今後、交換補修等を検討したいと考えております。 以上です。
議長	ほかにごいませんか。 横山議員
横山議員	同じ質問になろうかとは思いますが、老朽化ということですが、設置はいつ頃されているのか、設置から何年たっているのかというのでお尋ねしたいと思います。
議長	環境防災課長

環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>防犯灯の鋼柱につきましては、旧三輪地区、夜須地区それぞれございまして、その耐用年数につきましては、それぞれ施工のやり方についていろいろな耐用の期間というのがあるかと思しますので、今回その総点検を行うことによりましてその状態を確認し、それに基づきましてその交換補修、あるいは埋設等を点検したいというふうに考えているところです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これで本件の報告を終わります。</p>
日程第7	
議 長	<p>日程第7 報告第4号「令和3年度筑前町財政健全化判断比率について」を議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の7ページをお願いします。</p> <p>報告第4号「令和3年度筑前町財政健全化判断比率について」</p> <p>令和3年度筑前町財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。</p> <p>本日付、町長名でございまして。</p> <p>8ページをお願いします。</p> <p>健全化判断比率報告書でございまして。</p> <p>実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字ではないことから、比率はございません。</p> <p>実質公債費比率につきましては、公債費の標準財政規模に対する比率でございまして。10.5%で、前年度より0.6ポイント改善しております。この比率は3年間の平均で算出されます。今回改善した要因は、主に令和3年度普通交付税額の増により、標準財政規模が増加したことによるものです。</p> <p>将来負担比率につきましては51.6%となり、前年度より19.9ポイント改善しております。将来負担比率は、地方債など将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。地方債現在高が確実に減少していることにより改善したものであります。</p> <p>9ページは、監査委員の審査意見書となっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これで本件の報告を終わります。</p>
日程第8	
議 長	<p>日程第8 報告第5号「令和3年度筑前町公営企業の資金不足比率について」を議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>財政課長</p>

財政課長	<p>議案書の10ページをお願いします。</p> <p>報告第5号「令和3年度筑前町公営企業の資金不足比率について」 令和3年度筑前町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>11ページをお願いします。</p> <p>資金不足比率報告書でございます。</p> <p>3つの公営企業会計、いずれも資金不足はなかったことを報告します。</p> <p>12ページは、監査委員の審査意見書となっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これで本件の報告を終わります。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町立大刀洗平和記念館大型展示物購入）」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>企画課長</p>
企画課長	<p>議案書の13ページをお願いいたします。</p> <p>承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。</p> <p>本日付提出、町長名です。</p> <p>提案理由につきましては、町長の説明のとおりですので省略いたします。</p> <p>14ページをお願いいたします。</p> <p>令和4年専決第7号 専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。</p> <p>令和4年6月20日に専決処分したものでございます。</p> <p>取得する財産の表示 震電レプリカ1機</p> <p>契約の方法 随意契約</p> <p>契約金額 1,100万円（内消費税100万円）</p> <p>契約の相手方 東京都渋谷区恵比寿南3丁目9番7号 株式会社ロボット 代表取締役 長瀬俊二郎</p> <p>納入場所 筑前町立大刀洗平和記念館</p> <p>納期限 令和4年7月5日</p> <p>震電の実物大模型につきましては、株式会社ロボットが製作したものを大刀洗飛行場の歴史とゆかりがあること、また、大型展示物として展示の充実、見学者の増なども見込んで新規に展示をするものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>

河内議員	先ほどの町長の提案理由の説明の中の口述の部分で、クラウドファンディング600件、1,271万円ということですが、もう契約金額を既に上回っているんですね。その上回った分は、どのように生かしていくつもりかお尋ねします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 購入は1,100万円でございますけれども、搬入とか工事、展示に費用を要しております。 全部で2,225万円ほどかかる予定になっておりますので、そちらのほうに生かしていきたいと思っております。
議 長	ほかに質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町立大刀洗平和記念館大型展示物購入）」を採決します。 本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第7号は承認することに決定をいたしました。
日程第10	
議 長	日程第10 承認第8号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和4年度筑前町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の15ページをお願いします。 承認第8号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由は、町長説明のとおりでございます。 16ページです。 令和4年専決第8号 専決処分書。 令和4年度筑前町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 令和4年7月20日に専決処分したものです。 別冊の令和4年度一般会計補正予算（第4号）をお願いします。 1ページです。 令和4年度筑前町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,244万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億6,118万4,000円とするものです。 今回の補正内容は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業予算を増額補正するものです。

	<p>事項別明細書で説明いたします。 7ページをお願いします。 歳出です。 3款2項5目子育て世帯への臨時特別給付金費補正額5,244万円の増額です。 1節報酬85万円の増は、5か月分の会計年度任用職員報酬です。 8節旅費2万円の増は、会計年度任用職員の費用弁償です。 11節役務費25万円の増は、給付金振込手数料5万5,000円、申請書発送経費などの通信運搬費19万5,000円によるものです。 12節委託料132万円は、システム支援業務委託料の増です。 18節負担金補助及び交付金5,000万円の増は、令和4年度住民税非課税世帯1世帯あたり10万円を給付するための臨時特別給付金です。500世帯を見込んでおります。 次に歳入です。 6ページをお願いします。 16款2項3目民生費国庫補助金5,244万円は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金補助金の増額によるものです。 以上で説明を終わります。 よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これから、承認第8号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(令和4年度筑前町一般会計補正予算(第4号))」についてを採決します。 本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、承認第8号は、承認することに決定をいたしました。</p>
日程第11～ 日程第20	
議長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第11から日程第20までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第11 議案第25号から日程第20 議案第34号までは、議案のみの説明を行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 議案第25号からお願いいたします。 建設課長</p>

建設課長	<p>議案書の17ページをお願いいたします。 議案第25号「町道の路線認定について」 別紙のとおり、町道路線を認定するものとする。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長説明のとおりでございます。 次の18ページに町道認定する2路線を挙げております。</p> <p>路線番号1445号、名乗・宮ノ上線は、弥永交差点から朝倉市隈江を通る県道夫婦石・野町線でございます。この路線のバイパス道路建設事業に着手するにあたり県道を町道として重複認定することが要件となっておりますことから、路線認定を行うものでございます。</p> <p>路線番号1446号、山隈土取2号線は、平成17年度に農村環境整備事業により農道拡幅工事を行いました。認定が漏れていたため今回認定するものでございます。</p> <p>なお、具体的な箇所等につきましては別途参考資料を配付しておりますので、ご参照ください。</p> <p>次に、議案書の19ページをお願いいたします。 議案第26号「町道の路線変更について」 別紙のとおり、町道路線を変更するものとする。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長説明のとおりでございます。 次の20ページに路線変更する1路線を挙げております。</p> <p>路線番号981号、地蔵下2号線は、町道の認定はしているものの長年利用されておらず、幅員も平均3メートル以下と狭小道路でございます。今回、隣接する畑と一体的かつ有効に土地利用を図りたいとの申出があったため、払下げを前提とした路線の区画変更を行うものでございます。</p> <p>なお、路線箇所につきましては別途配付しております資料をご参照ください。 以上でございます。 よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>それでは、議案書の21ページをお開き願いたいと思います。 議案第27号「筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長が説明をいたしましたとおりです。 議案書の22ページをお願いいたします。</p> <p>「筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」 現行と改正案の対照表となっておりますのでございます。</p> <p>公職選挙法施行令の一部を改正する政令及び公職選挙法施行規則の一部を改正する省令の公布によりまして、選挙運動費用に関する公費負担分の限度額の範囲が改正されたことに伴い、関係します条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>公費負担の対象でございます選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額の引き上げによりまして、第4条第1項第2号アに規定をいたしております選挙運動用自動車の借り上げ使用、現行1日あたり1万5,800円を1万6,100円に、議案書で言いますと23ページをお</p>

	<p>開き願いたいと思います。</p> <p>また、同号イの選挙運動用自動車に供給した燃料の代金、現行1日あたり7,560円を7,700円に、第8条に規定しております選挙運動用ビラの作成単価、現行の1枚あたり7円51銭を7円73銭に、第11条に規定しております選挙運動用ポスター作成単価の限度額算定に必要なポスター掲示場単価及び基礎額を、それぞれ現行525円6銭を541円31銭に、現行31万500円を31万6,250円に改定するものでございます。</p> <p>附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。よろしく願いたいと思います。</p> <p>引き続きまして、議案書の25ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>議案第28号「筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、町長が説明したとおりでございます。</p> <p>議案書の26ページをお開きください。</p> <p>筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、現行と改正案の対照表となっておりますのでございます。</p> <p>国家公務員に係ります妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するために講じる措置が発出されたところでございます。このことを受けまして、地方公務員法第24条第4項の規定によりまして、国家公務員の措置との権衡を失しないように、適当な考慮が払われなければならないことから、必要な条例の改正を行うものでございます。</p> <p>改正の主な内容といたしましては、男性の育児休業取得促進のための出生直後の時期におけます柔軟な育児休業の枠組みの創設と、育児休業の分割取得が主な内容となっておりますのでございます。</p> <p>具体的には、子の出生後8週間以内に4週間まで取得を可能とし、休業申出期限を現行の1か月前から2週間前までと短縮をするものでございます。</p> <p>また、8週間以内の取得回数を現行は1回でございますが、分割して取得できる回数を2回までに拡充、併せて、育児休業期間内につきましても、分割して2回まで取得を可能とした内容となっており、26ページから31ページにわたりまして、先ほど申しました主な内容の手続き等に係る条文を改正する内容となったものでございます。</p> <p>附則といたしまして、この条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。</p> <p>また、経過措置といたしまして、この条例の施行の日前に育児休業計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条及び第10条の規定の適用につきましては、なお従前の例によるということにいたしましたところでございます。</p> <p>以上説明を終わります。</p> <p>よろしく願います。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>議案書の32ページをお願いします。</p> <p>議案第29号「筑前町公有財産利用計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>表記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p>

	<p>提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。 33ページをお願いします。新旧対照表となっております。 今回の一部改正につきましては、委員の構成の見直し及び関連する条文を一部改正するものです。 改正案の第3条組織第2項「委員は、」の後に「財産の所在、性格を考慮し、」を追加するものです。これは、審議の対象となる町の財産の所在やその施設の性格、目的等を考慮し、専門的見地からの分析、議論を深めるために適した委員を委嘱するために追加するものです。 現行の第3条第2項第1号「町議会議員3人以内」、第2号「教育委員会の委員2人以内」、第3号の「3人以内」、第4号の「4人以内」を削り、改正後は号番号を繰り上げ、第3号「識見を有する者」、第4号「その他町長が必要と認める者」を加えるものです。 第4条 任期につきましては、現行の2年を1年に改正するものです。 附則 この条例は公布の日から施行する。 以上で説明を終わります。 よろしく願いいたします。</p>
議 長	こども課長
こども課長	<p>議案書34ページをお願いいたします。 議案第30号「筑前町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。 35ページをお願いいたします。 筑前町学童保育所条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。 改正案と現行を比較してお示ししております。 現行の入所の承認第6条第2項「夏季休業期間のみ入所させようとする場合は、通年の入所状況等を考慮し、承認するものとする。」を改正案に追加するものです。 また、保育料 第8条に学童保育所の利用に係る料金について、第1項から第3項までは、筑前町学童保育所条例施行規則に記載されている入所児童の料金を条例に明記するものです。 第4項について、夏季休業期間のみの入所に係る保育の額を入所児童1人につき1万円とするものです。 以前は、夏休み等の長期休業のみの入所については、1人につき月額1万円となっていたため、変更するものです。 保育料の減免 第9条については、改正案、「ただし、第6条第2項の規定により夏季休業期間のみの入所児童の保護者は、この限りでない。」を追加するもので、現行の第3号を削除し、改正案第1号から第4号については、入所児童料金の減免額等を明記するものです。 別紙につきましては、「(第2条関係)」を改正案に追記するものです。 この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。 以上となります。 よろしく申し上げます。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>議案書の37ページをお願いします。 議案第31号「令和4年度筑前町一般会計補正予算(第5号)について」令和4年度筑前町一般会計補正予算(第5号)を別冊のとおり提出する。</p>

	<p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の令和4年度一般会計補正予算（第5号）をお願いします。</p> <p>1ページです。</p> <p>令和4年度筑前町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,357万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億2,475万6,000円とするものです。</p> <p>第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。</p> <p>6ページをお願いします。</p> <p>第2表、地方債補正につきましては、災害復旧事業債の限度額を4,400万円に増額するものです。</p> <p>それでは、事項別明細書で説明いたします。</p> <p>12ページをお願いします。</p> <p>歳出です。</p> <p>2款1項1目一般管理費190万2,000円の増額は、会計年度任用職員の公務災害補償費です。</p> <p>5目財産管理費21万6,000円の増額は、公有財産利用計画審議会委員の日額報酬です。</p> <p>19目企画費60万6,000円は、企業版ふるさと応援寄附金推進事務において、寄附金への感謝状経費及び企業版ふるさと納税促進委託料を増額するものです。</p> <p>20目平和記念館費175万9,000円の増額です。</p> <p>7節報償費21万円は、記念館開設業務支援の謝金。</p> <p>10節需用費24万円及び12節委託料130万9,000円は、ガバメントクラウドファンディング寄附金増に伴い、返礼品や促進委託料の経費を増額するものです。</p> <p>27目子ども未来センター費4万9,000円の増額は、過年度補助金返還金です。</p> <p>37目観光振興基金費119万円は、宿泊税交付金の増額分を積み立てるもの。</p> <p>40目企業版ふるさと応援基金費2,750万円は、寄附金を積み立てるものです。</p> <p>2款5項1目統計調査総務費は、県委託金交付額決定に伴い財源を振り替えるものです。</p> <p>3款1項7目重度障害者医療対策費は、過年度分精算に伴い財源を振り替えるものです。</p> <p>8目ひとり親家庭等医療対策費24万円の増額は、過年度補助金返還金です。</p> <p>13ページです。</p> <p>3款2項1目児童福祉総務費198万2,000円の増額です。</p> <p>12節委託料164万9,000円は、学童保育所運営委託料の増。</p> <p>22節償還金利子及び割引料33万3,000円は、過年度補助金返還金です。</p> <p>2目児童措置費1,423万5,000円のうち18節負担金補助及び交付金216万9,000円は、特別保育事業等補助金の増によるもの。</p> <p>22節償還金利子及び割引料1,206万6,000円は、過年度補助金等返還金です。</p> <p>4目子ども医療対策費116万9,000円及び7目子育て世帯生活支援特別給付金費1,216万9,000円の増額は、いずれも過年度補助金返還金です。</p> <p>4款1項3目予防費154万7,000円。</p>
--	---

14ページの4目健康推進費5万8,000円は、いずれも過年度補助金等返還金です。

5款1項3目農業振興費1億1,334万1,000円の増額です。

女性認定農業者育成事業補助金56万円は、今年度からの新規県単事業女性認定農業者を対象に、新たな生産品目を導入するための経費を補助するもの。補助率2分の1、補助額上限は100万円です。1経営体を実施予定です。

水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金1億1,278万1,000円は、昨年度から引き続き、麦、大豆の生産力の強化を図るため、先進的な営農技術の導入及び機械施設整備の導入に対して補助するものです。県補助金を全額充当します。水田農業推進協議会ほか29経営体を実施する事業です。

4目畜産費342万5,000円の増額は、畜産農家を実施する機械整備に対して畜産振興総合対策事業費補助金を交付するもの。補助率は2分の1。1経営体を実施予定です。

7款4項1目都市計画総務費138万3,000円は、下水道事業会計繰出負担金を増額するものです。

9款教育費1項2目事務局費187万6,000円の増額は、来年度の児童増を見込み学習用タブレットを22台購入するものです。

3目私立学校振興費292万1,000円は、子育てのための施設等利用給付交付金の過年度返還金です。

5項三輪小学校費108万6,000円の増額は、会計年度任用職員の人件費です。

15ページです。

10款災害復旧費1項1目現年発生農林水産業施設災害復旧費250万円の増額は、7月の大雨による農地2件、水路2件、農道1件の災害復旧工事費です。

11款公債費1項1目元金1億7,237万7,000円は、平成23年度に民間資金から借り入れた臨時財政対策債を繰上償還するものです。

2目利子4万1,000円は、返済時に残った利子の日割り計算分を支払うものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。

9ページをお願いします。

11款1項1目地方特例交付金123万2,000円の増額は、本年度額決定によるものです。

12款1項1目地方交付税7,151万3,000円の減額は、普通交付税額決定によるものです。

14款1項10目災害復旧費分担金46万円は、現年発生農林施設災害復旧事業費分担金です。

16款2項3目民生費国庫補助金127万2,000円は、学童保育所運営委託料及び特別保育事業等補助金に対する国負担分の子ども・子育て支援交付金です。

17款2項3目民生費県補助金156万5,000円は、重度障害者医療費支給事業に対する過年度精算金29万3,000円及び学童保育所運営委託料及び特別保育事業等補助金に対する県負担金の子ども・子育て支援交付金127万2,000円です。

5目農林水産業費県補助金1億1,676万6,000円の増額です。内訳は、女性認定農業者育成事業補助金56万円、福岡県畜産振興総合対策事業費補助金342万5,000円。水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金1億1,278万1,000円です。

	<p>8目商工費県補助金119万円は、宿泊税交付金の額決定によるものです。10ページをお願いします。</p> <p>17款3項2目総務費県委託金30万7,000円の減額は、就業構造統計調査委託金の額決定によるものです。</p> <p>19款1項2目指定寄附金3,450万円は、企業版ふるさと応援寄附金2,750万円及びガバメントクラウドファンディング寄附金700万円を増額するものです。</p> <p>20款2項1目基金繰入金1億469万7,000円の減額です。財政調整基金繰入金1億112万2,000円の減額は、財源調整によるもの。ど〜んとかがし祭りの財源組み替えによるふるさと応援基金繰入金357万5,000円の減額は、学習用タブレット購入に繰り入れるための増額187万6,000円及び大刀洗平和記念館大型展示物設置事業のクラウドファンディング寄附金増に伴う繰入金の減額545万1,000円によるものです。</p> <p>21款1項1目繰越金3億7,953万円は、前年度繰越金の確定によるものです。</p> <p>22款5項2目雑入190万2,000円は、公務災害補償保険料です。</p> <p>4目過年度収入7万2,000円は、国庫支出金過年度収入です。</p> <p>23款1項10目災害復旧債160万円は、農地農業用施設の災害復旧工事に対するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。 よろしく願いいたします。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書の38ページをお願いします。</p> <p>議案第32号「令和4年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」</p> <p>令和4年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の国民特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。</p> <p>1ページです。</p> <p>令和4年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,722万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,782万9,000円とするものです。</p> <p>事項別明細書で説明いたします。</p> <p>7ページをお願いいたします。まず、歳出からご説明いたします。</p> <p>1款1項1目一般管理費13万2,000円の増額補正は、未就学児均等割保険料負担金申請書作成のためシステム改修を行うもので、全額特別調整交付金措置となっています。</p> <p>2款6項1目傷病手当金30万円の増額補正は、今年度に入り8件の申請があり予備費で対応しておりましたが、現在、9月末までの措置期間となっていることから、今後の申請に備えて増額補正するものです。</p> <p>7款基金積立金、国民健康保険事業運営基金積立金4,171万2,000円の増額補正は、令和3年度決算剰余金9,679万6,000円の一部4,171万2,000円を元金積み立てし、今後の円滑な国保運営に備えるものです。</p>

	<p>9款1項6目保険給付費等交付金償還金4,392万3,000円は、3年度の医療費等支出額より普通交付金が上回りましたので精算され、決算剰余金から返還するための増額補正です。</p> <p>9款1項9目特定健康診査等負担金償還金116万1,000円は、3年度特定健診保健指導負担金を返還するための増額補正です。</p> <p>次に、6ページをお願いいたします。</p> <p>歳入の説明を行います。</p> <p>6款県支出金、特別調整交付金分43万2,000円は、歳出で説明しましたシステム改修費及び傷病手当金の全額交付金措置額43万2,000円の増額補正です。</p> <p>11款繰越金8,679万6,000円は、3年度決算剰余金9,679万6,000円の繰越金計上です。</p> <p>以上で、今議会に補正予算をお願いします国保特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。</p> <p>続きまして、議案書の39ページをお願いいたします。</p> <p>議案第33号「令和4年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」</p> <p>令和4年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。</p> <p>1ページです。</p> <p>令和4年度筑前町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,544万4,000円とするものです。</p> <p>事項別明細書の歳入6ページ、歳出7ページをお願いいたします。</p> <p>6ページ、歳入の6款繰越金47万9,000円は、3年度決算剰余金を繰越措置し、補正後の予算額を167万9,000円とし、同額の47万9,000円を7ページ、歳出4款予備費に増額補正するものです。</p> <p>以上で、今議会において補正予算をお願いします後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	上下水道課長
上下水道課長	<p>議案書の40ページをお願いいたします。</p> <p>議案第34号「令和4年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）について」</p> <p>令和4年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の令和4年度筑前町下水道事業会計補正予算書（第1号）、こちらのほうの1ページをお開きください。</p> <p>第1条 令和4年度筑前町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条 令和4年度筑前町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。</p> <p>収入の第1款下水道事業収益第2項営業外収益を138万3,000円増額し、総額13億1,717万2,000円とするものでございます。</p>

	<p>この収入補正に伴いまして、支出第1款下水道事業費用第1項営業費用を138万3,000円増額し、支出総額を収入総額と同額の13億1,717万2,000円とするものでございます。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。</p> <p>(1) 職員給与費既決予定額4,693万5,000円に補正予定額133万2,000円を増額し、合計4,826万7,000円とするものでございます。</p> <p>第4条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額2,273万4,000円を2,411万7,000円に改めるものでございます。</p> <p>続きまして、内容について説明いたします。</p> <p>18ページの事項別明細書をお開きください。</p> <p>今回の補正につきましては、産休代替による会計年度任用職員の雇用に伴うものとなっております。まず、収入でございます。</p> <p>1款2項2目1節他会計補助金138万3,000円を増額し、次の支出に伴う財源とするものでございます。</p> <p>21ページをお開きいただきたいと思っております。支出でございます。</p> <p>1款1項4目総係費1節報酬、こちらを108万6,000円、3節手当を6万8,000円、5節法定福利費を17万8,000円、10節旅費を5万1,000円、合計で、収入と同額の138万3,000円を補正するものでございます。</p> <p>なお、8ページから10ページに旅費以外の費用を給与費明細書に記載しておりますので、ご参照いただきたいと思っております。</p> <p>以上で、下水道事業会計補正予算(第1号)の説明を終わりたいと思っております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	議案の説明が終わりました。
日程第21～ 日程第27	
議長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第21から日程第27までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第21 認定第1号から日程第27 認定第7号までは、全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、全員をもって構成する決算審査特別委員会に付託して審査することに決定をいたしました。</p> <p>ここで、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任をお願いします。</p> <p>深野良二議員</p>
深野議員	決算審査特別委員会委員長に副議長の横山善美議員を、そして、副委員長に総務建設常任委員長であります木村博文議員を推薦します。
議長	<p>ただいま、6番 深野良二議員から発言がありましたように、委員長に横山善美副議長、副委員長に木村博文総務建設常任委員長ということでございます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	異議なしと認めます。

	<p>それでは、横山善美副議長、決算審査特別委員会委員長就任のあいさつを演壇にてお願いをいたします。</p> <p>横山議員</p>
横山議員	<p>ただいま令和3年度決算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。</p> <p>議員各位もご承知のとおり、昨今の新型コロナウイルス感染症による景気動向への影響をはじめ、町の財政環境は決して楽観できない状況にあります。</p> <p>それだけに、決算審査にあたる議員各位も大変なご苦労があるかと存じますが、地方自治法で規定されておりますように、</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つ、最少の経費で最大の効果を上げるように予算執行がされたかどうか。 一つ、議会における予算審査の趣旨が十分生かされたか。 一つ、予算の執行は適切な時期に、しかも、住民本位にされたかどうか <p>など、着眼すべき点は多々あるかと存じます。</p> <p>委員会の審査期間には制約もありますので、最少の日数で最大の効果をあげingことを念頭に置いて審査されるよう、議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、委員長就任のごあいさつといたします。</p>
議長	<p>決算審査特別委員会委員長の就任のあいさつが終わりました。</p>
日程第28	
議長	<p>日程第28 請願第3号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」にかかわる意見書の提出を求める請願書」につきましては、議会提出議案書等1ページの請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告をします。</p>
日程第29	
議長	<p>日程第29 請願第4号「消費税制度の適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センターに及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営のための適切な措置を国に求める請願書」につきましては、同じく請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告をいたします。</p>
散会	
議長	<p>以上で本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>本日はこれにて散会をします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

(11:32)